



EU中小企業（Small and Medium-sized Enterprises : SMEs）への支援策

- EU企業は、「①従業員数」及び「②年間売上高又は貸借対照表の金額」が閾値を下回る場合、中小企業（SME）に該当。SMEsは、EUの中小企業向けビジネス支援プログラムの対象となる資格を得るとともに、EUの行政コンプライアンスに関する要件の軽減や手数料の減額を受けることができる。
- EU企業全体でみると、SMEs(2,613万社強)は企業数の99.8%、雇用の65.1%、付加価値の53.1%に相当し、欧州企業経済の基盤。特に建設、リテール、及び観光部門で多くの雇用を占める（2024/2025版年次報告書より）。
- SME政策に関する主な欧州委員会コミュニケーション文書は以下のとおり。また、現状把握のためのパフォーマンス・レビューとして、欧州のSMEsに関する年次報告書及び国別ファクトシートを毎年公表。
 - 中小企業のための法（2008年、“Think Small First” – A “Small Business Act” for Europe）
 - 中小企業戦略（2020年、An SME Strategy for a sustainable and digital Europe）
 - 中小企業救済パッケージ（2023年、SME Relief Package）

EUの企業区分：右①及び②を満たす	① 従業員数	& ② 年間売上高	OR	貸借対照表（主要資産）
マイクロ（Micro）	10人未満	200万ユーロ以下	OR	200万ユーロ以下
小（Small）	50人未満	1,000万ユーロ以下		1,000万ユーロ以下
中（Medium-sized）	250人未満	5,000万ユーロ以下		4,300万ユーロ以下

※ 個別企業にのみ適用される数値。より大きな企業グループに属する場合、グループ全体の従業員数、売上高、貸借対照表を考慮する必要あり。

※ SMEsの閾値を超える場合は、大企業（Large enterprises）に該当。

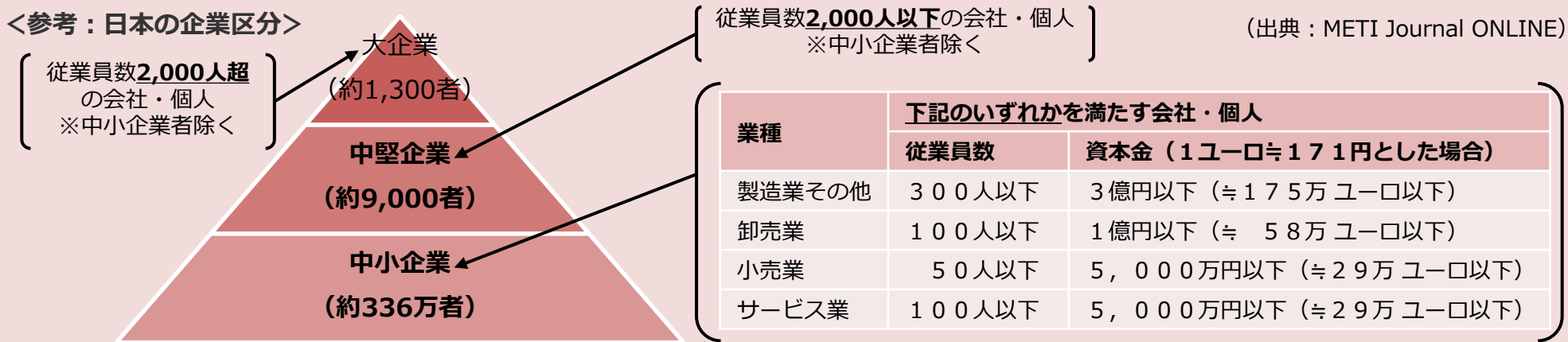


中小型企业（Small Mid-Caps : SMCs）の区分の新設（勧告）

- 2025年5月21日、欧州委員会は、規制簡素化オムニバスパッケージ 4（オムニバス 4）にて、新たに「中小型企业（Small Mid-Caps: SMCs）」区分を設立することを勧告（recommendation）。
- 中小型企业（SMEs）区分を超えて成長する企業の移行を円滑化させ、事業規模拡大に際してのコンプライアンス上の障壁を軽減する。これにより、SMEsのスケールアップや競争力強化につながることを期待。
- 欧州委は、GDPRに関する特定の適用除外など既存のSMEs向け優遇措置や、株式上場をより簡単かつ低コストにする目論見書に関する規則など簡素化されたルールなどを、SMCsも利用できるようにすることを提案。

EUの企業区分：右①及び②を満たす	① 従業員数	& ② 年間売上高	OR	貸借対照表（主要資産）
マイクロ（Micro）	10人未満	200万ユーロ以下	OR	200万ユーロ以下
小（Small）	50人未満	1,000万ユーロ以下		1,000万ユーロ以下
中（Medium-sized）	250人未満	5,000万ユーロ以下		4,300万ユーロ以下
中小型企业（SMCs）*NEW (EU全体で約3万8,000社が該当)	750人未満	1.5億ユーロ以下		1.29億ユーロ以下

<参考：日本の企業区分>





EUスタートアップ及びスケールアップ戦略（１）

- 2025年5月28日、欧州委員会は、ヨーロッパをグローバルなテクノロジー主導の企業の設立と成長に最適な場所とすることを目指し、EUスタートアップ及びスケールアップ戦略（The EU Startup and Scaleup Strategy: Choose Europe to start and scale）を公表。
- 同戦略は、世界中の優秀な科学者を惹きつけることを目指して、5月5日にフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が発表した「Choose Europe」イニシアチブの一部。

行動計画（Actions Summary）

1. イノベーションに優しい環境の育成

- 28th regime for companies (Q1 2026)
- European Business Wallets (Q4 2025)
- European Innovation Act (Q1 2026)
- Voluntary “Innovation Stress Test” (Q1 2026)
- Reduce regulatory burdens in strategic sectors (as of 2025)
- Revision of the Standardisation Regulation (2026)
- Study on corporate restructuring (2026)

2. 資金調達環境の改善

- Expand and simplify the European Innovation Council (2025)
- Scaleup Europe Fund (2026)
- European Innovation Investment Pact (2026)
- European investment instruments for security and defence startups and scaleups (2026)
- Framework for IP valuation (Q2 2027)



EUスタートアップ及びスケールアップ戦略（２）

行動計画（Actions Summary）（続き）

2. 資金調達環境の改善（続き）	● Support for European business angels (2026) ● Review of the definition of “undertaking in difficulty” (as of Q2 2025) ● Review the Horizontal and Non-Horizontal merger Guidelines (2027) ● European Corporate Network (2026)
3. 市場での普及と拡大の支援	● Lab to Unicorn initiative (2026) ● Pro-innovation procurement measures (2025-2026)
4. 優秀な人材の誘致と定着	● Blue Carpet Initiative (2025-2026) ● Fair Labour Mobility Package (2026)
5. インフラ、ネットワーク、サービスへのアクセス促進	● Charter of Access for industrial users to research and technology infrastructures (2025) ● European Innovation Act promoting the access of innovative companies to European research and technology infrastructures (Q1 2026) ● Guidance on the applicable State Aid rules for universities and public research organisations to grant access to infrastructure (2026)
6. 進捗状況の確認	● Definition of startups, scaleups and innovative companies (2026) ● Annual startup and scaleup survey (as of 2026) ● European Startup and Scaleup Scoreboard (as of 2026)



EUの28番目の会社法体系（28th Regime）

- 2025年1月21日、WEFダボス会議においてフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が言及。
- 2025年5月28日、EUスタートアップ及びスケールアップ戦略（The EU Startup and Scaleup Strategy: Choose Europe to start and scale）の柱の一つ、イノベーションに優しい環境の育成（Fostering innovation-friendly environment）において実行する政策に盛り込まれた。
- 現在加盟国毎に個別に定められている会社法、破産、労働、税法などの重要な分野における規則を簡素化し、特に革新的な企業に対して、単一市場での投資と事業運営をより容易にする単一のルールセットの提供を目指す。
- 2025年7月8日～9月30日までパブリックコンサルテーションを実施。2026年第1四半期に欧州委員会から法案を公表予定。



（写真）欧州委員会ウェブサイトより

欧州全域でビジネスを大幅に容易にする必要がある、、、（略）私はさらに一歩進めたい。現在、欧州単一市場には依然として多くの国内障壁が存在している。

企業は27の国内法に対応しなければならない場合もある。その代わりに、革新的な企業に対して、EU全域で単一の規則の下で事業を展開できる仕組みを提供する。これを「28th regime」と呼ぶ。会社法、破産法、労働法、税制—我々の連合全体で統一されたシンプルで分かりやすい枠組みだ。

これにより、欧州全体で事業拡大の最大の障害となっている障壁を撤廃することができる。なぜなら、大陸規模のスケールは、巨人が支配する世界において、私たちの最大の強みだからだ。